

## 実施方針等に関する個別対話結果

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	趣旨・理由	回答
1	施設整備業務に係る資格要件	実施方針	P15	設計の要件がないよう見受けられますが、設計の参加要件はない認識でよろしいでしょうか。		施設整備業務について、要求水準書(案)では「設計業務」と「建設・工事監理業務」に区分しておりますが、事業者の都合により一括業務となる可能性も考慮し、資格要件では両業務を区分しておりません。そのため、施設整備業務に係る資格要件には設計業務も含まれているとご認識ください。
2	賃貸借期間	実施方針	P3	賃貸借期間は50年未満のことですが、延長については協議できるものとして頂きました。	更新が協議で可能であれば、事業の実現性が高まるため	行政財産の土地を貸付ける場合、用途指定や返還を担保する必要があるため、借地借家法第23条(事業用定期借地権等)による行政財産貸付契約を予定しております。そのため、期間は50年未満となり延長は不可となります。 なお、再契約については「事業者と協議する場合がある」から「協議できる」へ修正します。